

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月15日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 育尚
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 福田 大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 福田 大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期連結 累計期間	第15期 第1四半期連結 累計期間	第14期
会計期間	自 2019年3月1日 至 2019年5月31日	自 2020年3月1日 至 2020年5月31日	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日
売上高 (千円)	13,269,431	11,629,422	50,440,437
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	210,380	357,418	404,014
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ( ) (千円)	217,610	256,848	182,613
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	207,099	139,536	222,624
純資産額 (千円)	6,500,078	6,292,275	6,927,182
総資産額 (千円)	15,513,449	14,532,588	15,480,655
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失 (円) ( )	7.92	9.70	6.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) ( )	-	-	6.69
自己資本比率 (%)	40.6	42.1	43.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第14期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第15期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの変更を行っております。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

訴訟等について

当社が、2019年12月27日付「当社元従業員に対する訴訟提起に関するお知らせ」にて公表した元従業員に対する損害賠償請求訴訟は、2020年5月18日に当社の請求が全て認容される判決が言い渡され、同判決は確定し同訴訟は終結いたしました。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続きました。当社グループのクライアントが属するダイレクトマーケティング市場は、テレビ通販の定着、ECの拡大及びダイレクトマーケティングの多様化等により、長期的に拡大基調が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループでは、各社にて在宅ワークをはじめとして新型コロナウイルス感染症の拡大防止へ対応しつつ、事業を推進いたしました。前連結会計年度にて実施した事業の選択と集中により、テレビ事業、WEB事業、DM事業への経営資源の配分が進み、また、2019年12月に開始した「Tri-DDM」により、ダイレクトマーケティングにおける新規顧客獲得とLTV向上を両軸で支援するための基盤が整い、さらに追加の開発も行ってまいります。こうした体制のもと、各事業において着実に当期の戦略を推進してまいりました。

この結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間における売上高は11,629,422千円（前年同期比12.4%減）、売上総利益は1,317,750千円（前年同期比13.3%減）となりました。販売費及び一般管理費は957,402千円（前年同期比42.8%減）となり、営業利益は360,348千円（前年同期は155,348千円の損失）、経常利益は357,418千円（前年同期は210,380千円の損失）、親会社株主に帰属する四半期純利益は256,848千円（前年同期は217,610千円の損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの変更を行っております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

#### ダイレクトマーケティング支援事業

テレビ事業は、ダイレクトマーケティング事業者に対し、テレビ番組枠・CMの提供から番組・CM制作、受注管理、顧客管理までダイレクトマーケティングに必要なソリューションを総合的に提供しており、「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」による新規顧客獲得支援を強みとしております。また、ダイレクトデータマーケティング基盤「Tri-DDM」により、放送枠や受注等の各種データを統合し、BIツールで即時に精緻な分析を行うことで、放送枠価値の明確化やコンタクトセンターの適切な運用状況の把握等を実現しております。当第1四半期連結会計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部クライアントにて商品製造遅延による出稿控えがあったものの、消費者の在宅率向上や健康意識の高まりによって、健康食品や医薬品等のテレビ通販におけるレスポンスが好調に推移いたしました。

WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、クライアントの売上及び利益の最大化に取り組んでおります。リスティング広告最適化AIツールについては、導入企業数が堅調に増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症流行に伴う各種展示会の延期やリモートワークの影響等により商談の機会が減少いたしました。同社ではリスティング広告最適化以外でも有力なAIツールの導入を進めており、引き続き、新規クライアントの獲得及び既存クライアントとの取引拡大に取り組んでまいります。

この結果、売上高は6,893,179千円（前年同期比10.3%減）、営業利益は257,534千円（前年同期比101.6%増）となりました。

#### DM事業

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。当第1四半期連結会計期間においては、「ネコポス」や「ゆうパケット」等の小型宅配便への対応については堅調に推移しているものの、一部の業界にてDM発送の差し控えが生じた関係で、前年に対し売上が減少しております。

この結果、売上高は4,302,569千円（前年同期比9.6%減）、営業利益は125,514千円（前年同期は161,304千円の損失）となりました。

#### 海外事業

海外事業は、PT. Merdis Internationalを中心として、ASEANでのテレビ通販及び卸売に取り組んでおります。前連結会計年度においてJML Singapore Pte. Ltd. から撤退したことにより事業規模は縮小いたしました。損失が大幅に減少いたしました。PT. Merdis Internationalでは、新型コロナウイルス感染症流行により、一部商品供給に影響はあったものの、消費者の在宅率向上によりテレビショッピングチャンネル向けの商品卸が堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は257,980千円（前年同期比24.6%減）、営業利益は18,545千円（前年同期は94,658千円の損失）となりました。

#### 小売事業

小売事業は、株式会社日本百貨店の営む「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。当第1四半期連結会計期間においては、期初より新型コロナウイルス感染症流行の影響により厳しい状況を想定しておりましたが、4月7日の緊急事態宣言を受け、全店舗にて休館や短縮営業を余儀なくされました。こうした中で、コストの抑制に取り組まれました。また、経営基盤の整備や不採算店舗からの撤退、新商品開発等、収益性改善に向けた取り組みは着実に進捗いたしました。

この結果、売上高は175,693千円（前年同期比55.8%減）、営業損失は41,900千円（前年同期は5,212千円の損失）となりました。

### (2) 財政状態の状況

#### (資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ948,067千円減少し、14,532,588千円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が208,596千円増加した一方、現金及び預金が903,402千円、商品が95,067千円減少したこと等によるものであります。

#### (負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ313,159千円減少し、8,240,312千円となりました。これは主に短期借入金が999,894千円増加した一方、買掛金が101,096千円、長期借入金が1,008,606千円減少したこと等によるものであります。

#### (純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ634,907千円減少し、6,292,275千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益を256,848千円計上した一方、自己株式を539,970千円取得し、剰余金の配当を190,777千円行ったこと等によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、クライアント等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を取ることににより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

##### イ．企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、クライアントの商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、クライアントに合わせてその全部又は一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、データ分析に基づく一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、経験と独自の評価・分析に基づく番組・CM制作ノウハウ、複数のコンタクトセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、各種データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験とデータ分析に基づいた一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

番組・CM制作ノウハウにおいては、豊富な経験のみならず、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価する等の独自の評価・分析を行っております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コンタクトセンターを一括して取りまとめ、クライアント商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、クライアントに対し効果的なプランを提案しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データ等を用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、クライアントとの長期的かつ強い信頼関係の源泉となっております。

#### ロ．企業価値の向上に資する取り組み

当社グループは、継続的な企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直ししております。2019年4月3日に公表した「中期経営計画ローリングプラン2019」では、「ダイレクトマーケティングのイノベーション・カンパニー」をビジョンに掲げ、中長期的な成長を目指すべく、ダイレクトデータマーケティング基盤構築、テレビ事業、WEB事業、DM事業を集中領域と定め、経営資源の集中を進めております。

テレビ事業は、営業体制の強化、クライアントの需要動向に応じた柔軟なメディア仕入、放送予定管理システムの活用等の業務効率化等により、安定的な売上総利益の創出を図っております。WEB事業は、人員の強化、有力なAIツールの提供等により、新規クライアントを開拓し売上拡大を図っております。DM事業は、従来のDM発送代行に加え、「ゆうパケット」や「ネコポス」といった郵便ポストに投函できる小型の宅配便への対応を強化しております。

一方で、海外事業、通販事業及び小売事業については、今後の収益性やグループシナジーを判断軸に見極めを行いました。同方針の下、海外事業に属するJML Singapore Pte. Ltd.については、2019年8月30日付で株式譲渡を実施、通販事業に属する株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズについては2019年7月3日付で解散し、2019年9月1日付で事業譲渡を実施いたしました。

#### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、2019年5月28日開催の第13期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」）を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、及びの買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手順を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様のため必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うにあたり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものと、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合、又は、当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

#### 当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

##### ロ．株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2019年5月28日開催の当社第13期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更又は廃止します。その意味で、本プランは、当社株主の皆様意思に基づくこととなっております。

#### ハ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

#### ニ．合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### ホ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

#### (4) 研究開発活動

金額が僅少のため、記載しておりません。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年7月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	30,517,200	30,517,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	30,517,200	30,517,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月1日～ 2020年5月31日	-	30,517,200	-	645,547	-	635,547

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年2月29日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,263,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,252,000	272,520	-
単元未満株式	普通株式 2,000	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	30,517,200	-	-
総株主の議決権	-	272,520	-

【自己株式等】

2020年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社トライステージ	東京都港区海岸一丁目2番20号	3,263,200	-	3,263,200	10.69
計	-	3,263,200	-	3,263,200	10.69

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007（平成19）年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,348,597	5,445,195
受取手形及び売掛金	6,601,503	6,810,100
商品	279,027	183,959
仕掛品	2,824	1,470
貯蔵品	6,315	6,453
その他	295,292	308,214
貸倒引当金	104,324	76,160
流動資産合計	13,429,235	12,679,232
固定資産		
有形固定資産	377,255	354,689
無形固定資産		
のれん	338,662	322,006
その他	239,549	239,337
無形固定資産合計	578,211	561,344
投資その他の資産		
投資有価証券	335,724	299,697
その他	1,096,924	929,269
貸倒引当金	336,695	291,644
投資その他の資産合計	1,095,952	937,321
固定資産合計	2,051,419	1,853,355
資産合計	15,480,655	14,532,588
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,977,875	3,876,778
短期借入金	570,374	1,570,269
未払法人税等	57,902	3,213
賞与引当金	7,005	70,387
役員賞与引当金	1,700	-
その他の引当金	3,890	3,904
その他	665,240	455,366
流動負債合計	5,283,988	5,979,919
固定負債		
長期借入金	2,945,317	1,936,711
退職給付に係る負債	114,799	114,698
資産除去債務	106,446	110,797
その他	102,920	98,185
固定負債合計	3,269,483	2,260,393
負債合計	8,553,472	8,240,312

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	645,547	645,547
資本剰余金	744,808	735,426
利益剰余金	6,557,325	6,623,396
自己株式	1,297,807	1,837,778
株主資本合計	6,649,873	6,166,592
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,044	100
為替換算調整勘定	51,966	44,820
その他の包括利益累計額合計	53,010	44,719
新株予約権	36,837	30,627
非支配株主持分	187,460	139,775
純資産合計	6,927,182	6,292,275
負債純資産合計	15,480,655	14,532,588

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
売上高	13,269,431	11,629,422
売上原価	11,724,119	10,311,671
売上総利益	1,545,312	1,317,750
返品調整引当金繰入額	26,016	-
差引売上総利益	1,519,295	1,317,750
販売費及び一般管理費	1,674,644	957,402
営業利益又は営業損失( )	155,348	360,348
営業外収益		
受取利息	2,188	1,407
為替差益	-	9,828
助成金収入	1,311	-
その他	678	1,133
営業外収益合計	4,179	12,369
営業外費用		
支払利息	5,423	6,141
持分法による投資損失	2,619	9,143
開業費償却	46,390	-
その他	4,777	15
営業外費用合計	59,211	15,299
経常利益又は経常損失( )	210,380	357,418
特別利益		
新株予約権戻入益	1,800	6,897
特別利益合計	1,800	6,897
特別損失		
固定資産売却損	-	177
リース解約損	-	1,652
特別損失合計	-	1,829
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	208,579	362,486
法人税、住民税及び事業税	74,961	59,468
法人税等還付税額	-	78,693
法人税等調整額	61,639	118,801
法人税等合計	13,321	99,576
四半期純利益又は四半期純損失( )	221,901	262,909
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	4,290	6,061
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )	217,610	256,848

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	221,901	262,909
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	93	174
為替換算調整勘定	3,360	96,397
持分法適用会社に対する持分相当額	11,347	27,150
その他の包括利益合計	14,801	123,372
四半期包括利益	207,099	139,536
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	204,403	159,118
非支配株主に係る四半期包括利益	2,696	19,581

## 【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が世界経済及び国内経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループでは、一部の連結子会社で店舗の休業や短縮営業等が発生、また、一部クライアント企業が広告出稿を抑制するなど一定の影響は出ておりますが、下期以降に一定程度状況が改善されると見込んでおり、それに従い、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020(令和2)年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018(平成30)年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく前連結会計年度末及び当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(円建て)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
当座貸越極度額	6,700,000千円	6,700,000千円
借入実行残高	460,000	460,000
差引額	6,240,000	6,240,000

(米ドル建て)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
当座貸越極度額	6,000千ドル	6,000千ドル
借入実行残高	660	660
差引額	5,339	5,339

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
減価償却費	34,022千円	35,916千円
のれんの償却額	21,519	16,655

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月28日 定時株主総会	普通株式	193,639	7	2019年2月28日	2019年5月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月26日 定時株主総会	普通株式	190,777	7	2020年2月29日	2020年5月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	通販事業	小売事業
売上高					
外部顧客への売上高	7,681,274	4,757,766	342,224	90,889	397,276
セグメント間の内部売上高 又は振替高	36,044	7,050	21	-	713
計	7,717,319	4,764,816	342,246	90,889	397,989
セグメント利益又は損失( )	127,765	161,304	94,658	22,516	5,212

(単位:千円)

	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高			
外部顧客への売上高	13,269,431	-	13,269,431
セグメント間の内部売上高 又は振替高	43,830	43,830	-
計	13,313,261	43,830	13,269,431
セグメント利益又は損失( )	155,927	578	155,348

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	小売事業
売上高				
外部顧客への売上高	6,893,179	4,302,569	257,980	175,693
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	12,209	-	17
計	6,893,179	4,314,778	257,980	175,710
セグメント利益又は損失( )	257,534	125,514	18,545	41,900

(単位：千円)

	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高			
外部顧客への売上高	11,629,422	-	11,629,422
セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,227	12,227	-
計	11,641,649	12,227	11,629,422
セグメント利益又は損失( )	359,695	653	360,348

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、当社の連結子会社である日本ヘルスケアアドバイザーズの清算が終了し、通販事業から撤退したことから、当第1四半期連結会計期間より、「通販事業」セグメントを廃止しております。

また、当第1四半期連結会計期間より、「その他」に含まれていた「小売事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	7円92銭	9円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社 株主に帰属する四半期純損失( )(千円)	217,610	256,848
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ( )(千円)	217,610	256,848
普通株式の期中平均株式数(株)	27,473,338	26,490,461
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月15日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社の2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。